載し、括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額及び租税特別措置法第42条の４第８項第６号ロ又は第７号（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含む。）の規定により法人税の額に加算される金額は除く。）、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

10　「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」の欄は、法第53条第11項又は第17項の規定の適用がある場合に、「加算対象通算対象欠損調整額⑤」及び「加算対象被配賦欠損調整額⑦」の各欄の金額の合計額を記載すること。

11　「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑪」の欄は、法第53条第３項（令和２年改正法附則第５条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項又は第19項の規定の適用を受ける場合に、第６号様式別表２の「当期控除額⑤」の「計」、第６号様式別表２の２の「当期控除額⑤」の「計」、第６号様式別表２の３の「当期控除額⑤」の「計」、第６号様式別表２の４の「当期控除額⑤」の「計」、第６号様式別表２の７の「当期控除額⑤」の「計」及び第６号様式別表２の８の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

12　「控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額⑫」の欄は、法第53条第23項又は第26項（令和２年改正法附則第５条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に、第６号様式別表２の５の「当期控除額④」の「計」及び第６号様式別表２の６の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。